

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6010
----	---------	------

No.	901	補助金名	小中学校児童生徒対外派遣費補助金
-----	-----	------	------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市小中学校児童生徒対外派遣事業補助金交付要綱
---------	--------------------------

総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実
	施策	教育内容の魅力化を図ります		

補助対象者	【R3まで】下田市4中学校代表校 【R4から】下田中学校長	事務局等	【R3まで】市内4中学校代表校 【R4から】下田中学校
-------	----------------------------------	------	--------------------------------

補助金の性質	活動費的補助
--------	--------

補助開始年度	0	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし
--------	---	--------	----	-----	----	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	3,250,000	0	3,250,000
R04	2,600,000	0	2,600,000
R03	2,600,000	0	2,600,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	1,800,004	0	1,800,004
R02	290,740	0	290,740
R01	2,508,670	0	2,508,670
H30	2,600,000	259,808	2,859,808
H29	2,600,000	0	2,600,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	中学校生徒対外派遣(中体連)に要する経費が増大したため、保護者の負担を軽減することを目的に補助制度を確立した
国・県等の補助の有無	国県補助なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	中体連等の大会運営に寄与している。 また、保護者の経費負担軽減に繋がっている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	保護者が100%の負担をしなければならなくなり大会等への参加が困難となる可能性がある

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	中体連等児童生徒を対象とする大会への派遣である	10
市が補助すべき理由	※②	児童生徒の心身の成長を促す上で必要である	10
目的・内容		教育の振興を図るため、スポーツ、音楽等を通じて強健な心身と豊かな感性を養い、将来にわたって自己実現できる児童生徒を育成するための対外派遣事業を実施する下田市立小中学校に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。	10
補助金の主な使途	※③	中体連等の大会に参加する生徒の参加費、交通費、宿泊料等	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		中体連等の大会(賀茂地区・静岡県大会他及び学校代表選手として対外競技)に参加する生徒の参加費、交通費、宿泊料等	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	PTA会費、学級費等徴収しており少しでも保護者の負担を軽減し、選手が経費の心配する事なく精一杯競技に邁進することができるようになる。今後は成果に基づき事業の充実等、検討を図りたい。	10

①公益性	10
------	----

②必要性	10
------	----

③適格性	10
------	----

④効果	10
-----	----

## 令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
継続	予算事業コード	6091		
No.	903	補助金名	児童通学費補助金	
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市立小中学校通学費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実
	施策	教育内容の魅力化を図ります		
補助対象者	要綱に定める対象児童保護者	事務局等	稲梓小学校・白浜小学校・朝日小学校	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	0	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

### ○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	1,890,000	0	1,890,000
R04	1,890,000	0	1,890,000
R03	1,100,000	0	1,100,000

### ○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	692,550	0	692,550
R02	876,290	0	876,290
R01	802,570	0	802,570
H30	816,070	0	816,070
H29	1,059,300	0	1,059,300

### ○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	遠距離から通学する児童が生じ、その費用負担の軽減をはかるため
国・県等の補助の有無	国県補助なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	遠距離にある児童生徒の通学費の保護者負担軽減に繋がっている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	保護者の負担増。人口流出の可能性あり。

### ○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	子どもの安全を守ることができる	10
市が補助すべき理由	※②	安全な通学を保障するためには必要である。近年は住宅地の整備等、要綱制定時には想定し得なかった地域からの補助要望が高まっている。中学校再編を契機に現在の補助要件を改正したい。	10
目的・内容		遠距離に通学する児童保護者への費用負担の軽減を図るため	10
補助金の主な使途	※③	遠距離にある児童生徒の通学費として使用するもの。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		稲梓小(須原・加増野・横川地区)、白浜小(板戸・原田地区)、朝日小(田牛・碁石ヶ浜地区)のいずれかに住所を有し、小学校へ路線バス又はコミュニティバスを利用して通学する児童 稲梓小 25人 741千円・白浜小 20人 550千円・朝日小 15人 599千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	保護者の費用負担軽減【稲梓小、白浜小、朝日小】	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6191		
No. 904	補助金名	生徒通学費補助金		
根拠法	なし			
交付要綱等名称	下田市立小中学校通学費補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実
	施策	教育内容の魅力化を図ります		
補助対象者	要綱に定める対象生徒保護者	事務局等	【R3まで】下田中学校・稲梓中学校・下田東中学校 【R4から】下田中学校	
補助金の性質	奨励的補助			
補助開始年度	0	補助終期設定	なし	補助率
			なし	1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	26,069,000	4,044,000	30,113,000
R04	22,120,000	4,513,000	26,633,000
R03	3,800,000	0	3,800,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	3,219,990	0	3,219,990
R02	2,880,910	0	2,880,910
R01	2,904,835	0	2,904,835
H30	3,423,170	0	3,423,170
H29	3,370,140	0	3,370,140

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	遠距離から通学する生徒が生じ、その費用負担の軽減をはかるため
国・県等の補助の有無	学校再編後5か年、国へき地補助金(R8年度まで)
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	遠距離にある児童生徒の通学費の保護者負担軽減に繋がっている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	保護者の負担増。人口流出の可能性あり。

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	子どもの安全を守ることができる	10
市が補助すべき理由	※②	安全な通学を保障するためには必要	10
目的・内容		遠距離に通学する生徒保護者への費用負担の軽減を図るため	10
補助金の主な使途	※③	遠距離にある児童生徒の通学費として使用するもの。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		①自転車通学費補助・雨天時路線バス回数券補助 自転車通学費補助 3年間で42,000円 ※学期ごと支給(1・2学期:5,000円、3学期:4,000円)年間14,000円 雨天時路線バス回数券等補助 ※実費相当額もしくは回数券等現物支給 ②通学補助(路線バス・鉄道) 路線バス:WD定期券現物支給 ※土日休日1乗車100円に対しても補助 鉄道:学期通学定期券現物支給 ※学期外:回数券代に対しても補助	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	保護者の費用負担軽減 不審者等からの事件への未然防止	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6020
----	---------	------

No.	905	補助金名	ニューポート市中学生派遣補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市ニューポート市交流中学生派遣事業補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実			
	施策	教育内容の魅力化を図ります					
補助対象者	下田市4中学校生徒		事務局等	教育委員会			
補助金の性質	施策的補助						
補助開始年度	25	補助終期設定	なし	補助率	100%	1件当たり補助上限額	300,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	2,400,000	2,400,000
R04	0	1,600,000	1,600,000
R03	0	1,600,000	1,600,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	0	0	0
R02	0	0	0
R01	0	1,526,778	1,526,778
H30	266,645	1,200,000	1,466,645
H29	0	1,171,880	1,171,880

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国際色豊かな未来の人づくりのため、姉妹都市ニューポート市黒船祭に訪問団として参加する生徒に対し補助するもので、奨学振興基金を有効活用し、その予算の範囲内で支援したい。
国・県等の補助の有無	国県の補助なし。奨学振興基金の活用。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	国際性豊かな人材の育成に寄与している。 (令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業中止)
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	中学生が毎年参加することにより、交流の幅が広がり、友好親善に大きく影響するものと思われる。

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※①	ニューポート市訪問団としての参加である。	10
市が補助すべき理由	※②	姉妹都市ニューポート市との交流と将来を担う国際性豊かな人材の育成のため必要である。	10
目的・内容		姉妹都市アメリカ合衆国ロードアイランド州ニューポート市との交流を通じ、友好親善と相互理解を深めるとともに、国際性豊かな人材の育成に資するため、訪問団として参加する中学生の派遣に要する経費に対し補助金を交付するもの。	10
補助金の主な使途	※③	交通費、宿泊費その他派遣事業に要する直接的経費（渡航手続費用除く）。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		市内各中学校から1名の参加として経費を算出。 400千円×4名⇒R1予算額:1,600千円、決算額1,526,778円 予算額1,600千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		なし	10
成果・費用対効果	※④	事業に参加する生徒の負担軽減。交流成果をまとめたレポートの提出（800字程度）を義務付け、交流の成果を確認する。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6020
----	---------	------

No.	906	補助金名	下田市教育資金利子補給事業補助金
-----	-----	------	------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市教育資金利子補給金交付要綱
---------	------------------

総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実
	施策	教育内容の魅力化を図ります		

補助対象者	教育資金の融資を受けた者	事務局等	なし
-------	--------------	------	----

補助金の性質	奨励的補助
--------	-------

補助開始年度	26	補助終期設定	なし	補助率	1%	1件当たり補助上限額	100,000
--------	----	--------	----	-----	----	------------	---------

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	464,000	464,000
R04	0	402,000	402,000
R03	0	423,000	423,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	0	257,685	257,685
R02	0	225,634	225,634
R01	0	245,331	245,331
H30	0	279,855	279,855
H29	0	219,873	219,873

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	教育費の負担軽減と教育の機会均等を図るため、従来の勤労者教育資金利子補給に加え、奨学振興基金を財源として、労働金庫以外の金融機関からの融資に対する利子補給を行うこととしたもの。
国・県等の補助の有無	国県の補助なし。奨学振興基金の活用。
代替手段との比較	勤労者教育資金利子補給制度は、労働金庫から融資を受けた教育資金を対象としており、対象が限定的である。他市町においては、奨学金制度を実施している場合があり、一部から実施要望がある。
当初目的の達成度	教育の機会均等と経済的負担の軽減を図り、教育の振興に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	奨学振興基金の充当目的に照らし、今後も継続して実施すべき制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 労働金庫以外の金融機関から融資を受けた教育資金を対象とするものであり、勤労者に限定することなく、幅広い層への補助が可能。	8
市が補助すべき理由	※② 市民が融資を受けた教育資金に対する利子補給制度であり、奨学振興基金の充当目的にも合致するため必要である。	10
目的・内容	※② 教育の機会均等と経済的負担の軽減を図り、教育の振興に寄与するため。	9
補助金の主な使途	※② 市民が融資を受けた教育資金に対し利子分（上限2万円）を補助する制度であり、所得等の要件に合致した保護者等への経済的負担の軽減になることにより教育の振興に寄与する	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 既決定者分 @20千円×14人=242千円 新規決定者分 @20千円×8人=160千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※③ 年度別に補助額を決定しており余剰金等はない	10
成果・費用対効果	※④ 教育資金の融資を受けた者の経済的負担の軽減。	10

①公益性 8

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史			
継続	予算事業コード	6020					
No.	907	補助金名	下田市立小中学校体験プログラム事業補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市立小中学校体験プログラム事業補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実			
	施策	教育内容の魅力化を図ります					
補助対象者	下田市立小中学校		事務局等	小中学校			
補助金の性質	奨励的補助						
補助開始年度	28	補助終期設定	なし	補助率	100%	1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	4,000,000	4,000,000
R04	0	4,000,000	4,000,000
R03	0	3,250,000	3,250,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	0	2,895,605	2,895,605
R02	0	2,945,000	2,945,000
R01	0	3,250,000	3,250,000
H30	0	3,250,000	3,250,000
H29	0	2,200,000	2,200,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	下田市教育大綱の基本理念の具現化のため。
国・県等の補助の有無	国県の補助なし。奨学振興基金の活用。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	郷土愛を育む人材育成に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	奨学振興基金の充当目的に照らし、今後も充実継続して実施すべき制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① なし	10
市が補助すべき理由	※② 児童・生徒の郷土愛を育む事業に対し補助金を交付するものであり、奨学振興基金の充当目的にも合致するため必要である。	10
目的・内容	※② 当市の恵まれた自然や歴史・文化を生かした体験学習を通じ、児童・生徒の郷土愛を育成する事業を実施する学校に対し補助金を交付する。	10
補助金の主な使途	※③ 講師謝礼や費用弁償、消耗品等、体験プログラム事業に直接必要な経費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 500千円/校×8校 計4,000千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	※④ 交付全額消費予定。繰越なし	10
成果・費用対効果	※④ 郷土特有の事象を体験し児童・生徒の郷土愛を育むことを通じ、教育大綱の基本理念の具現化を図る。	9

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 9

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6020
----	---------	------

No.	908	補助金名	下田市立小中学校英語力向上プロジェクト事業補助金
-----	-----	------	--------------------------

根拠法	なし
-----	----

交付要綱等名称	下田市立小中学校英語力向上プロジェクト事業補助金交付要綱
---------	------------------------------

総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実
	施策	教育内容の魅力化を図ります		

補助対象者	下田市立小中学校	事務局等	なし
-------	----------	------	----

補助金の性質	奨励的補助		
--------	-------	--	--

補助開始年度	28	補助終期設定	なし	補助率	100%	1件当たり補助上限額	なし
--------	----	--------	----	-----	------	------------	----

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	1,500,000	1,500,000
R04	0	750,000	750,000
R03	0	750,000	750,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	0	0	0
R02	0	0	0
R01	0	1,500,000	1,500,000
H30	0	1,500,000	1,500,000
H29	0	1,300,000	1,300,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	下田市教育大綱の基本理念の具現化のため。
国・県等の補助の有無	国県補助なし。奨学振興基金の活用。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	児童・生徒のコミュニケーション能力を素地として養うための英語力向上に寄与している。(令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	奨学振興基金の充当目的に照らし、今後も継続して実施すべき制度である。

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※① なし	8
市が補助すべき理由	※② 児童・生徒の英語力向上及び国際交流・社会交流に資する事業に対し補助金を交付するものであり、奨学振興基金の充当目的にも合致するため必要である。	10
目的・内容		10
補助金の主な使途	講師謝礼や費用弁償、消耗品等、英語力向上プロジェクト事業に直接必要な経費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 玉川大学との交流事業(モデル校 小学校) 1,500千円 黒船祭分 交通費303千円・宿泊料708千円 秋交流分 交通費169千円・宿泊料197千円 講師謝礼120千円(6人×2回)・消耗品費3千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	全額消費予定。繰越なし	10
成果・費用対効果	※④ 児童・生徒の英語力向上に資する事業の実施を通じ、教育大綱の基本理念の具現化を図る。	9

①公益性	8
------	---

②必要性	10
------	----

③適格性	10
------	----

④効果	9
-----	---

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

継続	予算事業コード	6020
----	---------	------

No.	909	補助金名	英語検定受検推進補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市英語検定受検推進補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実			
	施策	教育内容の魅力化を図ります					
補助対象者	要綱に定める対象児童生徒保護者		事務局等	小中学校			
補助金の性質	奨励的補助						
補助開始年度	29	補助終期設定	なし	補助率	なし	1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	1,326,000	1,326,000
R04	0	925,000	925,000
R03	0	578,000	578,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	0	1,107,100	1,107,100
R02	0	735,400	735,400
R01	0	461,900	461,900
H30	0	462,300	462,300
H29	0	520,200	520,200

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	小中学生に対する英語に触れる機会を増加し、資格取得への一助とするため（R2から小学校児童に対しても補助拡充）
国・県等の補助の有無	国県補助なし。奨学振興基金の活用。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	受検の機会を確保することで、英語への関心及び英語力の向上及び保護者の経費削減が図れている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	奨学振興基金の充実に照らし、今後も継続して実施すべき制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	小学生の英語に触れる機会の増加と中学生になったときに英語検定試験を受検するという目標を持つことで、英語に対する意欲を高め、また全生徒を対象とし、競争力や学力向上を目指す（小学校児童についても補助等拡充）。	8
市が補助すべき理由	※②	国際交流都市としての姿勢を明確にするため、英語教育に重点をおき、児童生徒の日常的に英語と触れる機会を増やし、その成果としての英語検定試験を受検することにより英語力の向上を目指すもの。	10
目的・内容		全ての小中学生を対象に、英語検定試験の受験料全額を補助する（年度内同一級受検に対し1回まで補助）。受験機会増加と保護者負担軽減を図る。	8
補助金の主な用途	※③	英語検定試験の受験料	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		5級：135人×2,500円＝337,500円 4級：65人×2,900円＝188,500円 3級：65人×4,800円＝312,000円 準2級以上：15人×5,800円＝87,000円 計925,000円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較			10
成果・費用対効果	※④	受験料を補助することで生徒の資格取得と保護者の費用負担を軽減し、英語教育を推進することができる	10

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 10

④効果 10



## 令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	こども育成係	記載者職・氏名	こども育成係長 増田義和
継続	予算事業コード	1600		
No. 911	補助金名	民間保育所給食費補助金		
根拠法	児童福祉法			
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	就学前教育を充実します		
補助対象者	福) 聖愛福祉会	事務局等	福) 聖愛福祉会	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	-	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

### ○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	2,942,000	0	2,942,000
R04	3,259,000	0	3,259,000
R03	2,968,000	0	2,968,000

### ○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	2,981,928	0	2,981,928
R02	2,621,322	0	2,621,322
R01	1,593,620	0	1,593,620
H30	641,976	0	641,976
H29	775,008	0	775,008

### ○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国の制度では、3歳以上児の給食については主食（米等）は家庭から持参させることになっている。しかし、下田市では、公立施設において主食を公費で提供している。民間保育所についても公立保育所と保護者負担を同じくするため、費用を補助することとしたものである。また、R元年10月の幼児教育等無償化に係る措置として、2号認定こどもの副食費についても新たに実費徴収となったことに伴い、給食費の一部を新たに補助するもの。給食費を4,500円とし、実費食材費との差額分について1人月額500円を上限に補助することとした。また、市独自軽減分相当分についても実費相当額の補助を実施する。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	民間保育所においても、3歳以上児への主食支給を保護者負担無しで実施できている。
同一団体への他の補助金の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・賀茂保育所連合会負担金補助金</li> <li>・多様な保育推進事業補助金</li> <li>・待機児童解消特別対策事業費補助金</li> <li>・民間保育所建設費償還事業補助金</li> </ul>
廃止の見込み、廃止の影響	①3歳以上児の主食給食は、保育所運営費に含まれておらず、その相当額を市で負担している。②補助金を廃止した場合、民間保育所は、保護者より主食相当額を徴収するか、民間保育所が主食分を負担することとなる。③保育料は、公立、民間も同額であることから、公立と同様のサービスを負担なく希望する要望がある。

### ○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	公立保育所において同様のサービスが提供されており、市内の子どもに対する保育サービスの公平性を確保することができている。また、新たに実施される保育料の無償化に係る趣旨を鑑み、保育における公平性の確保に努める。	9
市が補助すべき理由	※②	完全給食に基づいた3歳児以上への主食代の補助となっており、公立保育所とのサービス均衡を保つために必要である。また、国の幼児教育等の無償化に伴い有料となった2号認定子どもに対する副食費について、実費徴収として徴収する給食費4,500円（想定）と園の食材費との差額を一部助成することにより、公・私双方の園の給食費負担の公平性の確保を図る。	9
目的・内容		公立保育所と同様に給食を実施し、保育に対する負担の公平確保と保育内容の充実を図るため	9
補助金の主な使途		給食主食購入費 副食費食材購入費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	国県運営費外（3歳以上児）政策 （主食費分）稲生沢・ひかり@23×288日×3歳以上児童数108人=716,000円① （副食費分）@1,500円×50人×12月=900,000円,@500円×28人×12月=168,000円,@3,250円×2人×12月=78,000円,@5,000円×20人×12月=1,200,000円、幼稚園@1,700円×7×12月=142,800円、@4,500円×1人×12月=54,000円 計2,543,000円② ①+②=3,259,000円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		補助金対象経費について、補助金の交付範囲内となっている。	9
成果・費用対効果	※④	園児の発育に沿った栄養面等のバランス及び提供することができるとともに、公立保育所と同様5歳児までの完全給食提供が可能になっている。また、幼児教育等の無償化に伴う給食費について、公立・私立の保護者負担の平等化を図る。	9

①公益性	9
------	---

②必要性	9
------	---

③適格性	9
------	---

④効果	9
-----	---

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	こども育成係	記載者職・氏名	こども育成係長 増田義和
継続	予算事業コード	1600		
No.	912	補助金名	多様な保育推進事業補助金	
根拠法	児童福祉法			
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	就学前教育を充実します		
補助対象者	福) 聖愛福祉会	事務局等	福) 聖愛福祉会	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	-	補助終期設定	なし	補助率
			なし	1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	7,098,000	3,834,000	10,932,000
R04	7,644,000	4,380,000	12,024,000
R03	7,901,000	4,475,000	12,376,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	7,476,000	4,056,000	11,532,000
R02	8,332,000	4,834,000	13,166,000
R01	7,724,000	4,459,000	12,183,000
H30	7,557,000	4,137,000	11,694,000
H29	7,088,500	3,612,500	10,701,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	保育ニーズへの対応として、県補助事業のメニューだった乳幼児保育及び障害児保育への取組みを開始したものである。その後、障害児保育分は補助事業が廃止されている。
国・県等の補助の有無	乳幼児保育については、県補助事業あり 障害児保育については、事業当初は県補助事業があったが、現在廃止、市単となっている。
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	当初の目的を十分に果たしている。 障害児保育については、さらにニーズが高まっており、制度の一層の充実が求められている。
同一団体への他の補助金の有無	・賀茂保育所連合会負担金補助金 ・民間保育所給食費補助金 ・待機児童解消特別対策事業費補助金 ・民間保育所建設費償還事業補助金
廃止の見込み、廃止の影響	乳幼児保育及び障害児保育については、保育ニーズが増加しており、今後も充実が必要である。廃止では障害を持つ児童や乳幼児に対する保育の提供不十分となる。 また、今後も民間保育所による受入れ枠の拡充が不可欠であることから、当面必要な制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	近年、保育ニーズとして特に需要が高まっている乳幼児保育・障害児保育に対する対応が容易になり、保育サービスの向上につながっている。	10
市が補助すべき理由	※②	乳幼児保育及び障害児保育は、近年、保育ニーズとして需要が高まっている。保育士定数が制限されている公立保育所では困難な乳幼児及び障害を持つ児童の入所受入れや安全な保育を実施するために必要なものである。1歳児、2歳児の民間保育園受入は不可欠であり、保育行政上補助を前提とした制度となっている。市負担分についても、全額地方財政措置（普通交付税）の対象となっている。	10
目的・内容		入所承諾された1, 2歳児及び軽度・重度の障害をもった児童の円滑な入所受入と安全な保育を実施することにより、地域の保育需要に応える。もって、民間社会福祉事業の健全な育成と福祉活動の充実発展を図ることを目的とする。	10
補助金の主な使途		保育士人件費	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	1歳児@21,000×26人×12月=6,552,000円 2歳児@8,000×23人×12月=2,208,000円 障害児@37,000×6人×12月=2,664,000円 特別障害児@50,000×1人×12月=600,000円 合計 12,024,000円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		交付対象経費は補助金対象経費の範囲内となっている。	10
成果・費用対効果	※④	・乳幼児保育＝途中入所とならざるを得ない乳幼児の入所について、保育士の中途採用などに柔軟に対応ができ、円滑な受け入れが可能となっている。 ・障害児保育＝入所した障害児への対応について、保育士の中途採用などに柔軟に対応ができ、円滑な受け入れが可能となっている。	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調査

担当課・係	学校教育課	こども育成係	記載者職・氏名	こども育成係長 増田義和
継続	予算事業コード	1600		
No.	914	補助金名	待機児童解消特別対策事業費補助金	
根拠法	児童福祉法			
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	就学前教育を充実します		
補助対象者	(福) 聖愛福祉会	事務局等	(福) 聖愛福祉会	
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	25	補助終期設定	なし	補助率
				0.67
				1件当たり補助上限額
				780,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	780,000	780,000	1,560,000
R04	780,000	780,000	1,560,000
R03	780,000	780,000	1,560,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	780,000	780,000	1,560,000
R02	780,000	780,000	1,560,000
R01	780,000	780,000	1,560,000
H30	780,000	780,000	1,560,000
H29	780,000	780,000	1,560,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	国の進める待機児童対策の一環として、年度途中に増加する0歳児の待機児童の解消を図るため、待機児童解消特別対策事業が開始された。
国・県等の補助の有無	県補助あり 「年度途中入所サポート事業費補助金」 補助基準額 1,170,000円（1人あたり） 補助率 県 1/3、市 1/3、法人 1/3
代替手段との比較	他の受け皿として、保育ママ等の家庭的保育事業、認可外保育事業が想定されるが、これらは保育所等が十分でない場合の代替手段であり、手段の優先順位としては認可保育所により対応することが優先である。
当初目的の達成度	当初目的を十分果たしている。 年度途中入所のニーズが高まっており、制度の充実が求められている。
同一団体への他の補助金の有無	・民間保育所給食費補助金 ・多様な保育推進事業補助金 ・賀茂保育所連合会負担金補助金 ・民間保育所建設費償還事業補助金
廃止の見込み、廃止の影響	廃止とした場合、保育園の受入れ環境が低下し、低年齢児の途中入所がさらに困難となる。 県補助金については、H27年度より0歳児保育のための保育士に加え、1・2歳児保育のための保育士が新たに対象となるなど、受入れ環境向上のために必要な制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	課題となっている0歳児の途中入所の環境が向上することにより、児童福祉、雇用対策等の増進が可能となる。	9
市が補助すべき理由	※②	下田市においても毎年度0歳児の途中入所が困難な状況にあるため、本制度により事前に入所環境を整備することは、保育環境の向上に大きく寄与するものと見込まれる。	9
目的・内容		年度途中で入所する0歳児から2歳児に対応するための保育士を、年度当初から配置する場合に、その保育士の人件費を補助するもの。	9
補助金の主な使途	※③	雇用職員の人件費	9
予算要求額の算出根拠・算出方法		県補助基準額1,170,000円×2人×2/3=1,560,000円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		交付対象経費は、補助金対象額の範囲内となっている。	9
成果・費用対効果	※④	事前に保育士を雇用できているため、育児休業明けや転入などによる途中入所の受入れが容易になっている。	9

①公益性 9

②必要性 9

③適格性 9

④効果 9

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	こども育成係	記載者職・氏名	こども育成係長 増田義和
継続	予算事業コード	1600		
No.	915	補助金名	民間保育所建設費償還事業補助金	
根拠法	児童福祉法			
交付要綱等名称	下田市社会福祉施設補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	就学前教育を充実します		
補助対象者	(福) 聖愛福祉会		事務局等	(福) 聖愛福祉会
補助金の性質	施策的補助			
補助開始年度	26	補助終期設定	なし	補助率
				なし
				1件当たり補助上限額
				なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	2,100,000	0	2,100,000
R04	2,100,000	0	2,100,000
R03	2,100,000	0	2,100,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	2,100,000	0	2,100,000
R02	2,100,000	0	2,100,000
R01	2,100,000	0	2,100,000
H30	2,100,000	0	2,100,000
H29	2,100,000	0	2,100,000

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	聖愛福祉会が運営するひかり保育園の建替えにあたり、市の幼保再編計画の受け皿として先行整備するという位置付けを行ったことから、法人運営の安定を図るために建設時の償還金についても補助対象としたものである。
国・県等の補助の有無	なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	法人の償還金財源が確保され、園運営の安定に寄与している。
同一団体への他の補助金の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間保育所給食費補助金</li> <li>・多様な保育推進事業費補助金</li> <li>・賀茂保育所連合会負担金補助金</li> <li>・保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金</li> <li>・待機児童解消特別対策事業費補助金</li> </ul>
廃止の見込み、廃止の影響	園運営の安定に支障をきたす恐れがある。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	認可保育所として市の保育サービスの約50%を担っていることから、サービス事業者として公益性を有している。	8
市が補助すべき理由	※②	当該法人の保育施設が市の保育サービス利用者の約50%となっていることから、市全体の保育サービスを円滑に進めていくには、この法人の安定経営が不可欠となっている。	9
目的・内容		ひかり保育園の建設時に福祉医療機構からの借入金の償還が本格化することことから、平成26年度より償還金に対する補助を実施する。	9
補助金の主な使途	※③	償還金	10
予算要求額の算出根拠・算出方法		据え置き期間終了後の償還金（元金、利息）のうち市長が必要と認める額	8
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		補助金は、全額償還金に充当されている。	9
成果・費用対効果	※④	安定的な園運営により円滑な保育が実施されている。	9

①公益性 8

②必要性 9

③適格性 9

④効果 9

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	こども育成係	記載者職・氏名	こども育成係長 増田義和
継続	予算事業コード	1749		
No.	916	補助金名	病児保育事業補助金	
根拠法	こども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1項			
交付要綱等名称	下田市病児保育事業補助金交付要綱			
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策1 子育て支援の充実
	施策	子育てサービス等を充実します		
補助対象者	医) 静岡メディカルアライアンス	事務局等	下田メディカルセンター	
補助金の性質	活動費的補助			
補助開始年度	28	補助終期設定	なし	補助率
				なし
			1件当たり補助上限額	なし

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	2,736,000	5,472,000	8,208,000
R04	3,015,000	6,026,000	9,041,000
R03	2,457,000	4,914,000	7,371,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	2,700,000	5,401,000	8,101,000
R02	1,774,000	5,597,000	7,371,000
R01	1,586,000	5,785,000	7,371,000
H30	1,539,704	4,595,775	6,135,479
H29	1,372,912	4,463,396	5,836,308

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	病児預かり事業については、平成27年3月策定の下田市子ども子育て支援事業計画では、ファミリーサポートセンター事業と連携して実施を計画していたが、下田メディカルセンターの指定管理者である医療法人社団静岡メディカルアライアンスより自主事業として病児保育事業「かるがも病児保育室」の実施意向が示されたため。
国・県等の補助の有無	子ども・子育て支援交付金 2/3（国1/3 県1/3） ※他に、南伊豆町との協定により年間利用児童数に応じた負担金有（雑入）
代替手段との比較	代替事業なし
当初目的の達成度	R1年度実績 年間利用児童数 213人（内下田市144人、南伊豆町26人）
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	病児保育事業は、子ども・子育て支援法において、市町村が地域の利用ニーズに応じて必要な提供体制を確保する「地域子ども・子育て支援事業」の中の一事業として位置付けられており、利用ニーズに対する提供体制を確保するため、計画的に事業を展開していくことが求められている。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※①	核家族化の進行、就労形態の多様化等により、児童の罹患時における保育ニーズも高まっており、子育てと就労の両立が可能な環境づくりが求められている。	10
市が補助すべき理由		子ども・子育て支援新制度において、病児保育事業は、市町村が地域の利用ニーズに応じて必要な提供体制を確保する「地域子ども・子育て支援事業」の中の一つとして位置付けられている。	10
目的・内容	※②	当面症状の急変が認められない病気中の集団保育が困難な小学生までの児童を、病院等に付設された専用スペースにおいて一時的に預かる事業。病気中の集団保育が困難な児童を一時的に保育することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の福祉の向上を図る。	10
補助金の主な用途		保育士、看護師の人件費、施設の維持管理費等	9
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③	補助基準額（国補助基準額） 基本分 2,423千円+巡回支援等実施 2,423千円+利用人数加算 2,525千円=7,371千円 歳入7,371千円×2/3（国1/3、県1/3）=4,914千円	9
繰越額・積立額と補助金交付額との比較		対象経費の範囲内となっている。	9
成果・費用対効果	※④	保護者の仕事と子育ての両立を支援推進	9

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 9

④効果 9

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史
-------	-------	-------	---------	---------

新規	予算事業コード	6191
----	---------	------

No.	917	補助金名	中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市中学生自転車損害賠償保険等加入に係る補助金交付要綱						
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実			
	施策	教育内容の魅力化を図ります					
補助対象者	要綱に定める対象生徒保護者		事務局等	【R3まで】市立4中学校 【R4から】下田中学校			
補助金の性質	奨励的補助						
補助開始年度	1	補助終期設定	なし	補助率	50%	1件当たり補助上限額	1,000

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	319,000	0	319,000
R04	319,000	0	319,000
R03	309,000	0	309,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	17,895	0	17,895
R02	13,935	0	13,935
R01	28,815	0	28,815
H30	0	0	0
H29	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の施行(R1.10.1)による自転車損害賠償保険の義務化に伴い、その費用負担の軽減をはかるため
国・県等の補助の有無	国県補助なし
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	安全な通学を保障を確保するとともに、保護者の経費軽減に繋がっている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	保護者の負担増 (県条例義務違反に繋がる可能性がある)

○評価点 (10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示)

公益性の所在	※① 子どもの安全を守ることができる	10
市が補助すべき理由	安全な通学を保障するためには必要である 今後中学校の再編を進めた場合には補助金の拡充も必要となる	10
目的・内容	※② 自転車通学等を行う生徒保護者への費用負担の軽減を図るため	10
補助金の主な使途	自転車通学者及び部活動への自転車利用者が加入する損害賠償保険料として使用するもの。	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 1,000円(上限額)×425名×3/4=318,750円≒319千円	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	なし	10
成果・費用対効果	※④ 保護者の負担軽減 交通事故への保障等	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10

令和4年度 補助金交付事業 担当課評価調書

担当課・係	学校教育課	学校教育係	記載者職・氏名	係長 原 隆史			
新規	予算事業コード	6090・6190					
No.	918	補助金名	修学旅行キャンセル料補助金				
根拠法	なし						
交付要綱等名称	下田市修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助金交付要綱(R3.3まで) 下田市修学旅行キャンセル料等補助金交付要綱(R3.5から)						
総合計画の位置付け	分野	2 子育て・教育	施策体系	施策2 学校教育の充実			
	施策	教育内容の魅力化を図ります					
補助対象者	要綱に定める対象児童・生徒の保護者	事務局等	市内7小学校・1中学校				
補助金の性質	施策的補助						
補助開始年度	2	補助終期設定	2(R3.3まで)なし(R3.5から)	補助率	100%	1件当たり補助上限額	予算の範囲内

○予算額

年度	一般財源	特定財源	予算総額
R05	0	0	0
R04	0	1,600,000	1,600,000
R03	0	1,449,000	1,449,000

○過去5年間の決算額

年度	一般財源	特定財源	決算額
R03	326,820	0	326,820
R02	0	502,400	502,400
R01	0	0	0
H30	0	0	0
H29	0	0	0

○チェック項目と評価内容

事業開始のきっかけ	新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応として、小・中学校で予定している修学旅行を中止、又は延期した場合に生じるキャンセル料等を保護者には請求できないとの意向があったため
国・県等の補助の有無	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
代替手段との比較	なし
当初目的の達成度	コロナ禍における保護者負担の軽減に繋がっている。
同一団体への他の補助金の有無	なし
廃止の見込み、廃止の影響	令和2年度のみに対応を予定していたが、令和3年度についても6月補正にて予算計上。令和4年度から当初予算計上。コロナ禍における状況を踏まえると必要な補助制度である。

○評価点（10点満点で評価。上記の※数字が複数あるものは、各項目の点数を平均して表示）

公益性の所在	※① 子どもの安全を確保することができる	10
市が補助すべき理由	新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い発生する経費のため必要である	10
目的・内容	※② 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小・中学校が実施を予定していた修学旅行を中止、又は延期したことにより生じたキャンセル料等に対し、保護者の負担を軽減することを目的とする。	10
補助金の主な使途	修学旅行のキャンセル料(旅行代理店等)	10
予算要求額の算出根拠・算出方法	※③ 【R2】 児童生徒一人当たりの代金×対象児童生徒数×20%(1週間前) 小学校分902千円、中学校分1,193千円 【R3・R4】 旅行企画料3,500円×対象児童生徒数 小学校分490千円、中学校分959千円(R4：2学年分1,110千円)	10
繰越額・積立額と補助金交付額との比較	全額消費予定。繰越なし	10
成果・費用対効果	※④ 不測の事態に対する対応	10

①公益性 10

②必要性 10

③適格性 10

④効果 10